

1. 議 事 日 程 (2 日 目)

(平成29年那智勝浦町議会第4回定例会)

平成29年11月30日

9時30分 開 議

於 議 場

日程第1 一般質問

9番 亀 井 二三男……………40

1. 町長の政治姿勢について

10番 津 本 ・ 光……………55

1. 町長の政治姿勢について

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

2番 左 近 誠

3番 下 崎 弘 通

4番 中 岩 和 子

5番 石 橋 徹 央

6番 金 嶋 弘 幸

7番 曾 根 和 仁

8番 引 地 稔 治

9番 亀 井 二三男

10番 津 本 ・ 光

11番 森 本 曦 夫

12番 東 信 介

3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

1番 荒 尾 典 男 欠席

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(14名)

町 長 寺 本 眞 一

副 町 長 植 地 篤 延

消 防 長 阪 本 幸 男

参 事 矢 熊 義 人

(総務課長)

教 育 次 長 寺 本 尚 史

会 計 管 理 者 榎 本 直 子

病 院 事 務 長 下 康 之

税 務 課 長 三 隅 祐 治

住 民 課 長 田 中 逸 雄

福 祉 課 長 塩 崎 圭 祐

観 光 産 業 課 長 在 仲 靖 二

建 設 課 長 楠 本 定

水 道 課 長 村 上 茂

総 務 課 副 課 長 仲 紀 彦

5. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(3名)

事 務 局 長 網 野 宏 行

事 務 局 主 査 青 木 徳 之

事 務 局 主 査 疋 田 晋 一

〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜

9時30分 開議

〔4番中岩和子議長席に着く〕

○議長（中岩和子君） ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（中岩和子君） 日程第1、一般質問を行います。

お手元に配付しております一般質問一覧表のとおり、通告順に従って9番亀井議員の一般質問を許可します。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1点目の新病院を中心とした交通アクセスの構築についてとコミュニティーバス運行計画の進捗についてお伺いします。

町長は、新町立温泉病院を中心としたアクセス体系の構築と言われておりますが、その構想をお聞かせください。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

新病院を中心とした交通アクセスの構築についてということで、太田線、色川線、また11月に運行しました下里線につきましては、4月から新病院へも乗り入れるような計画で進めてございます。また、ほかの地域の宇久井等、また勝浦周辺地域につきましては、それぞれの地域において、今、意見等の集約を図っているところでございまして、また熊野交通さんとも問い合わせ等を進めてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 町長、今、総務課長が言われたように、太田、下里、色川線のほかに勝浦とかほかの地域もあると思いますが、この色川、太田線、下里線は4月というような計画にしておると言われておりますが、それもどういう計画でこういうアクセス体系をとるのか。もう一度、町長、お願いします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） ただいま総務課長が言ったように、病院へできる限り町営バスの場合は乗り入れをやって、その辺の整備されていない部分というのは熊野交通のバスとかタクシー会社の関係もございまして。その調整を行った上で、できるかどうかというのは、できる限りそういう方向性は示していければと思っておりますけど、今現在、進行中でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今現在進行中ということで、あえてお聞きしますが、私が6月議会の定

例会におきまして、この下里一浦神間の町営バス運行の補正予算、質疑において、来年4月の新病院開業に合わせて町内全体に利便性のよいコミュニティーバスの導入はとの問いに対し、答弁では、熊野交通と協議し検討したいとのことで、今の町長の答弁のようにありますが、その後の進捗をお聞かせください。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 進捗に関してです。

まず、各地域への説明状況でございますけれども、少し事務のほうがおくれてございます。宇久井地区におきましては、10月25日の日に宇久井地区の区長さん方が役場に見えられるということで、宇久井地区においてのコミュニティーバス運行についてのお話をさせていただいております。今後、区の役員会等で意見を聞いてみるのとこととでありましたが、その後の意見については現在聞けていない状況でございます。今後、意見の集約に努めてまいりたいと考えております。

また、勝浦地区におきましては、昨日になりますけれども、これも事務のほうが少しおくれておきまして、区長さん方が集まる機会があるということで、勝浦地区周辺においてのコミュニティーバスについて説明に上がっております。これも、今後、役員会等で意見を聞くのとこととでありまして、宇久井地区同様、今後、意見の集約に努めてまいりたいと考えております。

それと、熊野交通さんについての協議についてですけれども、運行に関してどういうことが可能かとか、そういうことの間い合わせ程度の話は行ってございまして、具体的な協議とまではまだ現在至っておりません。以前、6月議会でも答弁させていただきましたけれども、熊野交通さんが運行されている路線におきましては、経費等の負担等の問題もございまして、コミュニティーバスの運行についてちょっと少し難しい部分があり、なかなか話は進んでおりませんけれども、どのような方法が可能かも含めて今後協議を重ねていきたいと考えております。

議員さんが6月議会において、先ほども言いましたけれども、新病院の開院までに町全体での利便性のよいコミュニティーバスの運行をとの意見をいただいているところでございますけれども、現在このような状況でございます。なかなか協議とかは進んでおらず、申しわけございませんけど、現在は開院までには難しい状況になってございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今、総務課長が説明されたような、私も同行してはおりませんが、10月25日、宇久井地区の区長、役員が本庁において陳情、要望に来たときに、担当課がこの町営バスを運行するというような計画があることを申されたようでありますが、その後、まだ進展がないということとであります。特に、町長が申されておる町営、宇久井地区等々のバス運行路線の計画は、狗子ノ川、高津気、ニュータウン地区が主ではないんですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） その件については、地元の意見を十分配慮しながら、できたらルピナスあたりのほうまで行けるのか、その路線については、今後検討の課題の中に入っておるところ

でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 総務課長、10月25日に陳情に来られた方、またこの間お聞きしたら、この12月1日に役員会があるので、その場でもお話があるやろうということ言われてましたけども、宇久井区の区割り、町長も含めて御存じですか。この10月25日に来られた方は、宇久井5区ですよ。宇久井5区の区長さんが来られたんですよ。宇久井5区といたら、出見世、中芝、向地、里1、里2のこの5区ですよ。駅から皆、海側のほうの区なんですよ。湊区も入っていない。狗子ノ川、高津気、ニュータウン区も入っていない。そういったこの5区だけにお話をして、それを待っているような状況であるんですよ。そういったことで、まだまだ説明が全然動いてない。認識されていないじゃないですか。もっと話を、宇久井9区に対して話を持っていくのが筋じゃないんですか。まして、また勝浦地区も私、6月にはお話しさせていただきましたように、やはり大勝浦とかいろんところで交通アクセスの必要があるということをしております。ただ、宇久井区へ25日来たからお話したよ、その返事が来るまで待っているよというのでなしに、まずほかの4区も十分話をせんだら、この場だけで宇久井の5区だけで話をしても意味がないと思うんですけど、その点いかがですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、ニュータウン勝浦ほか狗子ノ川区等々には、まだ説明に上がっていません。議員がおっしゃった後に行くというのもなんですけども、今後、そういうところも説明に上がるようなことで進めてございます。また、高津気区等については、個別に役場のほうへおいでなされたときに話はしておるような状況です。その後の意見等はまだ聞いておりませんが、そういうような状況でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） それと、やはり色川線、太田線、下里線は町営バスが走っていますので、当然、路線変更の中では新病院に乗り入れは可能かと思われ。ただ、宇久井とかそういったところが熊野交通が国道を走っている。勝浦－新宮間を走っている。経費負担等の問題で難しい云々とありますが、これについて、宇久井区、もし町営バスを走らすとなれば、どういう形でこの新病院へのアクセス体系を考えておるんですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

先ほども言いましたとおり、まだ新宮－勝浦間という熊野交通のバス路線が運行されております。その新宮－勝浦間を運行しているバス路線を重複して走ることは、今のところ難しい状況でございます。今後、熊野交通さんとの協議にもなりますけれども、経費の負担等々の問題もありますし、その経費の負担等の問題がどういう方向になっていくのかわかりませんが、現在のところは難しい状況でございます。宇久井地区に関しましては幹線までの交通体系というようなことを現在は考えておりますけれども、そういう熊野交通さんとの協議の部分

について、解決できるのであればそういうことも可能になってくるのかなと思いますけれども、現在のところはちょっと今は難しい状況でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 2つあるんですけども、一つの案として、今現在走っている熊野交通さんが、今、新宮－勝浦間でお客さんが非常に少ない。いつも、何人かの乗客しかない。そういった中、例えば一つ例を挙げれば、ニュータウンまでその熊野交通さんが入ってもらったら、そのまま勝浦でも新宮でも行けるような体系とれるやないですか。そういったことを踏まえて、この経費の負担とかありますけども、今、下里－浦神間の町営バスの運行経費、この前聞きましたら四十数万円ですよ。そういった形で、それに準じた経費プラス利益を乗せて熊野交通さんとの話し合いをしたら、熊野交通さん、何も今の現在の経費負担どうこうを言う前に、そういった利益をもたらすような形でやったら、ニュータウンへ寄ってもらったらお客さんふえるんやないですか、熊野交通さんも。そういった形で勝浦へ入ってくる。すると、あと、勝浦へもし来たら、その熊野交通さん、新病院までのあれがないですよ。そういった話の中で、例えば宇久井から来る、高津気、狗子ノ川へ来る、その病院の患者さん並びに見舞いの方々の交通網、このアクセスに非常に重要なことだと思いますが、いかがですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

議員おっしゃられる、熊野交通さんにニュータウン勝浦団地に入っていてそのまま勝浦へ来るという路線になると思いますけれども、現在のところ、その路線も問い合わせはしておるところですけども、なかなか難しいというような状況でございます。

もう一点、今の新宮－勝浦間なんですけれども、勝浦駅どまりになっておりまして、それを新病院まで延ばすとか、また国道をそのまま走ってきて、新病院へ行って勝浦駅のほうへ来るという路線、これについても問い合わせ等はしておりますけれども、なかなか先ほども言いましたとおり経費負担というのが絡んできまして、そこをクリアしていかなければ前へ進まないというような現在はそういう状況でございます。その経費負担についても、今後どうやっていくのかということもまたちょっと検討させていただきたいと思います。今のところは、少しちょっとそういうことで難しい状況かなと考えております。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今、課長が言われるその経費負担、詳しくちょっとお聞かせ願えませんか。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 経費負担ということで、現在、新宮－勝浦間におきましては、少し経費に関して不足分が出ているということで、その不足分におきましては、国の補助、県の補助で補填はされておることなんですけれども、それも乗車定員によって補填されない場合があるということで、その条件に合わなければその補填がないと、そういうところに限ってそういう不足部分が出てきまして、その分に関しての経費負担等々になるというこ

とでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） その分に対しての経費負担は幾らぐらいなんですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） どんなでしょう。ちょっと、言っていないかわかりませんが、数千円という感じですか。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） その数千円、今の累計の路線ですよ。ですから、今、私が言うたように、ニュータウンなり何なり走った場合の経費プラス利益をもって運行をお願いしたら、その経費負担云々にはならず、熊野交通さんも利点があるんじゃないですか。違いますか。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） その辺どうなるか、ちょっと計算もしてないのでわかりませんが、またちょっと検討させていただきます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） もし、例えて言いますと、今、勝浦駅から特急、旅行客が来られるとして、今現在、国道を走っている熊野交通以外に、宇久井の国民休暇村のお客さん、勝浦駅へ送迎しておりますよね。それで、また宇久井の自動車学校の生徒さんも送迎しておりますよね。そういった中で、例えば町立温泉病院、新病院がバスを抱えた中で新病院直通のバスを走らすということは、今の休暇村なり自動車学校なりは特定のお客さんを送迎しているんですよ。ですから、直通に新病院へ患者さん、見舞い客を乗せて走らせることは可能ではないんですか。

○議長（中岩和子君） 矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 町営バスの新病院への直通バスというようにお問い合わせがありました。

町においては、運行する際、公共交通会議というのを開かなければならないんですけれども、そういうことも一応検討しましたが、その直通バスに関しては難しい状況でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） これを進めるに当たり、どうやって煮詰まってくるかわかりませんが、今、総務課長が言われましたように、地域公共交通会議、これを進める中で開いておかなければ、もしそういった形の中でいろいろなアクセス路線を計画したら、先ほど町長が言われたようにほかの交通機関が反対されたらできないと、そういうような形にもなってくると思いますので、十分連携した中で、この交通網のアクセスというのは重要だと思います。特に、町長が申されておりますように、町立新病院へ向けてのアクセスということに対しては、やはり熊野交通さんも利用した中でやれば、病院だけではなくいろいろな形の中で、新宮医療センタ

一も行くバスもありますし、新翔高校へ行くバスもあります。そういったものに対して、地域のサービスとしていろいろな形の中でサービスするのが町民のためになると思います。そういったことも踏まえて、このことを考えていただきたいと思います。

それと、今、総務課長が言われたように、宇久井地区、または勝浦地区の区長さんとも相談すると言っておりますが、町長は報道の中で宇久井地区での町営バス運行などの計画を示しておりますけども、一地域の地名を上げたという理由はどこにあるんですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 可能性として、宇久井地区を運行するにはできるんじゃないかなという意味で、特定というよりもその場所を。それで、勝浦地区についてはまだまだハードルが高い部分がございます。そういう部分では、実施が難しい面があるので、宇久井地区ということで限定をさせていただいております。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 勝浦地区のほうがハードルが高い。僕は逆だと思っんです。勝浦地区のほうが熊野交通、路線走ってませんのでね。大勝浦だとか北浜とかね。宇久井地区の場合は、町長のお考えでは宇久井駅までというような構想もお聞きしております。そういった関係では、やっぱり新病院へのアクセスにはちょっと物足りないなということがあります。ですから、これも町内一円の計画をすべきものだと考えております。これについては、今後そういった形で新宮方面の地域、那智勝浦町のほうの地域の方々が新病院に直通で入れるような体系を計画していただきたい、そのように思います。

また、色川線の町営バス、1日3便ですよ。最終便が、役場発5時35分の色川線ですよ。色川向いていく、上がるのは。その後の熊野交通の那智山線が、勝浦駅発6時5分でありますよ。太田線の町営バスが1日3便ですけども、最終便が那智駅発4時40分なんです。町長、あなたのお住まいの桜ヶ丘でお年寄りが買い物や病院に行っても、最終便が4時40分と非常に早い。買い物や病院へ行って帰ってこようと思ったら時間がない。もうバスがない。そういった場合、タクシーで帰ってこなければならぬ。そういったことをお聞きしているんですよ。こういったものに対して、あと増便するようなことはいきませんか。ちなみに、新宮行きのほうの最終便は勝浦駅が8時です。ですから、4時40分というのが非常に早い最終便になりますので、そこら辺の時間設定がうまくなるようになりませんか。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 三川地区における運行になるかと思っております。三川地区においては、今、議員がおっしゃられたとおり、太田線、今は3便ほど走っております。すごく時間も早いということ等にもなりますけれども、今、勝浦周辺地区において、そういうバス運行計画、そういうことを考えておる中で、勝浦地区周辺のバス路線を幹線まで伸ばせないか等のことを考えて、三川のほうをカバーしていこうかなということを考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 亀井君。

○9番（亀井二三男君） 例えば、下里一浦神線、5便ありますよね。その中の最後のほうで、小匠へ上がるバスと継続した最終便、あるんですけど、その小匠へ向いていくバスに下里の出張所で乗り継ぐような路線があるんですけど、それをそのまま勝浦へ向いて走らせたなら4便になるんですけどよね。そういったようなことで、時間設定も考えれば十分クリアできると思うんですけどもね。そこら辺のことをできないか、どうですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

太田線等に関しましては、3便ということで契約して運行しております。路線増便、そういうことに運行経路もちょっと変更になるということになりましたら、経費等の問題も絡んでくると思います。今考えているのは、先ほども言いましたとおり、勝浦線をどうにか延ばせないかというようなことで今、担当のほうとも考えております。経費等の問題もクリアして、今後、総合的にまたいろんな面から考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 経費経費とおっしゃいますけども、どれだけの経費がかかるのか。町民のために使うものであれば、私はその経費は無駄ではないとは思ひます。これについて、町長がアクセス体系の構築とうたっておりますだけに、これはぜひとも実現して、宇久井、勝浦等々が新病院のほうへ直通に入れるような方策を考えていただきたいと思ひます。

次に移らせていただきます。

2番目の、町長が報道では見ておるものですが、クリーンセンターは「議会の意思で大浦にできなかったのは残念」と言っておりますが、この意図は何を意味しておるんですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） それは、ずうっと私が就任以来、クリーンセンターの移転ということで進めておりました。昨年の9月のときに、1市2町という決議を出されました。この決議というものについては、私も議会の多数の意見でございますのでそれを尊重し、そういうところで太地町、新宮市へ行って相談をさせていただきました。結果、できなかったという。本来なら、本年度からクリーンセンターの着工ということを進めれておれたんかなあとは思っております。それができなかったというわけでございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） これ、確かに9月21日、1市2町での広域決議がなされております。このことで、町長は新宮市、また太地町の首長へその説明をされたと思ひますが、そのときの行ったという報告は受けております。どういった説明をされたとか、私は思うには、町長はこの議会の決議、1市2町と決議があったので、新宮市市長、または太地町長にそのことを報告なされたと思ひますが、それだけのことで、そう理解してよろしいんですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 太地町では、書面で同意できませんという書面をいただいております。新

宮市は、後々、新宮市長から、うちもそういう面でなかなかちょっと難しいという答えはいただいております。それは書面ではございませんけども、私のほうにそういう形でお話をいただきました。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 私の言いたいのは、そのときに町長は、例えば新宮市でしたら、新宮市へこの1市2町の決議がなされた、そのことについて市長に会いに行かれました。まず、その1市2町ができないかということについて、そういった話をされて、そういう書面があったと思うんですけども、その前に、まず新宮市へ行くならば、平成22年から平成24年までの新宮市、1市2町での会議が持たれておったんですよね。その平成24年に新宮市へ一旦断りを入れておるんですよね。そういったことも含めて、その行った経緯と、今回の1市2町のことも含めて私は当然行くべきだと思うんですけど、そういったこと、例えば私なら、前回のお断りした平成24年のことについて、まずその理由を述べた上で、今回はこういうふうになっていたということの理由をちゃんと説明されておりますか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当時、期限協定がございましたので、新宮市とそういう協議を重ねていくということは難しいということで、我々としては新宮市とやるよりも太地町とということが私の進め方でもございました。当時、新宮市長に言うたのは、1市2町という形は太地町から書面でもういただきましたので、1市2町はできないということであれば新宮市としてはどうですかということ。飲んだり吐いたりしたような結果になるんですけれども、御高察いただけませんかということは言いました。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今、町長が大浦にできなかったのはという部分。普通ならば、このままだいけば大浦でできておっただろうという考えでありますけれども。大浦にできなかったという形については、その後の平成28年12月19日の新クリーンセンターの特別委員会において、大浦でできない理由を当時の住民課副課長が説明しておるんですよね。たとえ1市2町であっても、そのことを説明しておるんですよ。これ、読ませてもらってもよろしいですか。このときの副課長は、「国立公園につきましては、大浦は普通地域にかかっています。そちらへ建設するのは、普通地域へ廃棄物の処理場を建設することについては制限がかかっておりまして、すぐに建てられないということがあるんですが、候補地を幾つか当たった中で、どうしても生活には廃棄物処理場が必要となってきますので、ほかのところを当たって、どうしてもないということであれば、合理的な説明ができれば建設できるかもしれません」ということで、最初、ここにはピンポイントで当たるということではなしに、幾つか検討していく中で、ここでしかないということであれば環境省は相談に乗るよというような形で当局側が説明しているんですよ。我々も、そのことについて質疑しておるんです。ましてや、この国立公園と、それから現在やろうとしておった上の奥のほう、40メートルの高さにまで残土を十分、転圧した残土をやって建設予定地にしておったところも、大辺路街道の世界遺産登録によってできないというこ

とも、説明を当局側がしておるんですよ。そのときに、5つほどの候補地を当局側から上げておるんですよ。それを、一つ一つ消しながらいった中で、井関地区において議会の中でこの第一候補としてやられたということになっておるんですよ。ですから、我々がこの大浦にできないとかどうこの問題ではなしに、それは今、町長が言われたのは、当初の2町でやる場合は大浦でできたということもありますが、その件については以前から特別委員会でも、またこの議会でも言うておりますけども、太地町は議会の中で町長、一般質問の中で持ち分の割合、また議員数等々で一般質問等でやっております。しかし、我々については、町長がその太地町の言い分はそれでよしという理解であったでしょうけども、我々にはその中身を議会のほうへ相談、ないし話がおりにきていないわけですよ。それで、また、一部事務組合においても準備室をやったと言いますが、一部事務組合のほうの規約条例も改正されていないまま進めていったというような経緯がありますので、その辺は私は今言われるように、議員の意思でというのは非常に私はちょっと疑問に思うんですが、その点どうお考えですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 準備室を置いて進めておったわけでございます。正式には、そういうんじゃないなくて、当然、議員も行政職を経験されておられるので、その準備室ということを双方の職員を出してやっていたということでございます。そういう中で、当時、太地のほうの議会の議員の皆さんから、うちの議会の議員の皆さんにいろいろ条件を議会で決めていただけませんかということをお願いしたというのは私も聞いております。そういう中で、私は太地の議員のほうから聞くと、その結果はまだ議会のほうからは持ってきていただけていないということであります。私が、あえて議会の議員の定数を勝手に決めるということもできませんので、その辺は十分、当時理解できていたんじゃないかなとは思っております。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 太地町の議会からうちのほうの議会へ話をして、でしょう。一部事務組合でそういった話をしているんですか。まして、その場で一部事務組合、し尿処理の一部事務組合ですよ、今現在。そこで、クリーンセンターの話が制度上できるんですか。それが正論なんです。それは、たまたま休憩中とかそんなだったらわかりますけども、議事の中でそういったものはいけるわけですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議会の中では言っていないと思います。そういう中で、議会の中というのは、本会議の中ではやってないと思うんです。そのとき、7番議員も聞かれておると思うんですけれども、そういう中、どういうふうな定数にするかということが返事がないということでございました。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） ですから、そういうものの定数を協議するということは、やはり当局も入って議会がそれを決めて、それだったら那智勝浦町の議会は8%の92%あかんよ、5対5はあかんよと、そういう話じゃなしに、議会同士の協議ではなしに、やっぱり首長も含めた協議

に持っていくのが筋じゃないですか。そうせなんだら進まんのと違いますか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） その件については、全協でもやっておろうかと思うんですけども。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 全協では、そういった話、してないですよ。担当課長が退職されたりいろいろな形でかわってますけども、全協ではそういったことを正式な議論の中でしておりませんよ。最終的に議論したのは、1市2町のときに、新宮市もだめだ、太地もそういうのは受け入れられないということになったときに、当局側がこのままでは単独でやらなければならない。そういったことを踏まえての計画を示されて、そういったことをやった中で太地町の言われるものに対してどうかということの問い合わせがあった、それがただ一度ですよ。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私の記憶では、前任の議会の任期の中でそれはやったんやないかなと思っております。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 私も、前任の方々のあれではありませんが、この新クリーンセンターの特別委員会は前任の方で立ち上げた委員会ですか。違うでしょう。前任の場合は、厚生常任委員会です。そういった話がたまたま出たと。出たけども審議に入っていないと。それはなぜかということになった話では、新病院が先か、クリーンセンターが先かの場合に、新病院が先ですよということで、新病院が建設し始める計画になった。だから、クリーンセンターに関しては、この新病院の金を使ってすぐクリーンセンターできんやないかと。まだ、早いんちゃうかと。それで、終わったんと違いますか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当時、並行してやっていくというよりも、新病院が建設を早く進めるということでございました。災害の中、おくれていきましたけれども。順次、平成28年までに間に合わないということで期限延長していただいて、前任の場合、ほぼそういうことで、均等割の部分が8%になるんか10%になるんかということで、太地がし尿処理のときに5%だったので、真ん中の8%ぐらいということで、負担割合はそういう、厚生常任委員会の中でやったんかもわかりませんけれども、そういう話は進めておりました。それが、議会なので継続性があるかと思っておりますので、変わったから全部一からやり直すというものではなからうかと私は思います。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 私は、前任の議会の議員の方々がやってきたことについて、継続性あると思いますよ。十分これは、町長にしてもそうですけれども、一旦かわったからといってそれを一からやり直すというのは毛頭思っておりません。ですから、今までにやった経過を見、また先輩議員の話も聞いた中で、またここにおられる、私はまだ1期目ですので、先輩議員のこと、わかりませんけども、2期目、3期目の方々にも話を聞きましたけども、やはりそういっ

た中で話が進まなかったということがありますのでね。まして、この議会の意思で大浦にできなかったと言われますと、あそこの大浦自体が私は個人的に懸念されるのは、あそこの埋め立てするときの今の40メートルの残土部分は、太地の漁協は了としてオーケーしてくれましたよね。そういった中で、今後、そのときに次の段階の埋立工事は別ですよということ言われますよね。ですから、大浦でもし建てた場合に、また漁業補償の問題が絡んでくる可能性が私はあるのではないかと懸念も、もう一つあります。

もう一つは、太地町は30年計画として今、「くじらの海」構想、あの森浦湾に計画をしているということがありますよね。そういったことを概して、ここの大浦地区に対しては非常にまたさらに難しい立地条件になってくるんじゃないかという懸念がありますので、その意味でも、この議会の意思で大浦にできなかったというのは、確かにそういったこともあるかもわかりませんが、ただ単にこれ、町長、私は感じるんですよ。期限協定、このまま、平成29年3月ぐらいからこの委員会も開いてないし、ずっと進展しておりません。そういった中で、もう年が明けたら、あと残るところ、天満区との期限協定、3年と3カ月ですよ。そういったことを踏まえて、もっと前向きな姿勢を持たなければ、行く行くこのまま今、町長が言われたようにしたら、町長は議会が進まないんで天満区との期限協定おくらせてきたよと、議会のせいにするような文言に聞こえるんですけど、いかがですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） その1市2町という経過の中でやったときに、我々は次に一部事務組合の会議規則の改正を持っていくときに、我々のほうの提案としては太地町との人数の割合とか、そういうところでしていったときには、当然その議案というのは趣旨に反するかどうかということで、あの当時はなかなかできなかったらうということ、今はその延長線上にあらうかと思うんです。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 私が今聞いたのは、もう期限が来ておるんですよ。天満の期限協定がね。その延長線どうこうよりか、今私が尋ねたのは、そういった関係でおくらせてきた中で、最終的にはこのいろんな形の中で議会の意思で天満区、おくらせてきたよ、天満区の期限協定、切れてきたよというような取り方をするとということをお聞きしたんですよ。町長はどう思われます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然、我々としては単独でいくのか、再度見直していくのかということの中で、3年半の中、一生懸命努力を重ねて、できるかできんかということはやっていかなければならないと考えております。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） ですから、今、町長が言われたように、もう4年近くあったやつが今は3年ちょっとになってきたんです。ですから、早急に天満区さん、また議会のほう、また候補地であるほうに向いて、町長の町政運営、また行財政運営のやはり不足ではないかと私は思い

ます。これは町長が執行権のあるものでありますので、町長が執行権がある。我々は審議、議決権のある、議会の中です。ですから、議会にどうこうというよりか、町長が決めることですので。ですから、議会の理解を十分受けとめた上で決めてもらった方がいいというのが判断ですけども、やはり町長が執行権がある中で、そういったことを踏まえて早急に我々も理解し、またみんなが理解できるような形の中で早急に進めていっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 今後、そういう内容の部分については提示しながら、議会の同意を得られるよう努力していければと思います。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 総務課長にお聞きします。3点目についてお聞きします。

町長等政治倫理審査委員会の委員を教えてくださいませんか。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

町長等政治倫理審査会委員ですけれども、現在の委員でございます。現在は、越智宏さん、それから玉置之一さん、それから浦祐輔さん、松下稔さん、それから後誠介さんの5名でございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） この5名の中、委員長である小谷一郎氏が抜けておりますが、これはどういうことですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 本年9月22日付で辞職願が出されており、欠員となっております。

以上です。

〔9番亀井二三男君「9月21日」と呼ぶ〕

9月22日。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 9月22日に辞職願が出されておるということでありますが、これ、やめられた理由は何ですか。

○議長（中岩和子君） 矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 一身上の都合でございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 総務課長、あなた、今回、会期が少ないということで、早く一般質問を出せという中で、24日に打ち合わせさせてもらいましたよね。そのときに、私はこのことをち

よっとお聞きしたときに、今の委員どんなんと言ったら、記憶にないけどかわってないと思いますというようなあやふやな答弁、その打ち合わせの中であったんですよ。そういった大事なものがそこにあった。そのときは、もうかわっておったんですよ。その重要なことを、僕は総務課長自体、忘れることはないと思うんですがいかがですか、それ。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 確かに、議員さんと打ち合わせしたときにはそういうことを聞かれました。9月22日ということで、ちょっともう大分過ぎてましたので、私の記憶でもう忘れてしまっておりました。

以上です。申しわけございません。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） もし、おやめになって9月22日付で辞職願が出たとなれば、この那智勝浦町、町長等の政治倫理条例の中の第5条の3項、ここに委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の任期期間とするというような形の中ではありますが、この補欠委員は決められておりますか。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

本町の審査会におきましては、補欠委員は選任してございません。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 当然、第5条の2項では、審査会の委員は6人とし、学識経験を有する者ということでありますよね。当然、この補欠委員も任命するのが当然やないですか。していませんって、もう2カ月もたってるんですよ。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

補欠委員ということで、委員もしくは補欠委員ということで当初から選任されているものと考えております。今回は、補欠委員については選任がされていなかったということです。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） されていなかったというか、するべきやないんですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） 当初、この審査会の委員さんを選任したときには、現在の6名の委員さんを選任してございます。その他、ほかにおきまして、補欠委員を選任するところであったと思いますけれども、それが選任されていなかった。

〔9番亀井二三男君「欠けた場合」と呼ぶ〕

申しわけございません。ちょっとその辺の理解があやふやでございまして、私のほうでは、委員を選任したときに、もう一度補欠委員も選任するというような認識のもとで答弁させてい

いただきました。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） この第5条の3項に、委員会の委員は任期2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員という場合、補欠委員を任命し、その補欠委員の任期はその委員の任期の残りの前任者の残任期間とするということであるんですよ。ですから、6人の最初に決めておくものではないです。委員が決める、この5条の3項、そうなるんやないですか。それで、今決めていないということですね。これ、後の項で、任期満了と同じような形で、後任の委員が委嘱されるまでの間は、前任者はその職務を行うというのがあるんですよ。補欠委員、決まらなければ、今の前任の委員がそのまままだこの職務を継続されているという理解にとれるんやないですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

辞職されたということで、委員は任期が満了した場合においても、後任の委員が委嘱されるまでの間、その職務を行うと規定されております。今回の場合は、任期が満了ということになりませんので、辞職ということで、その間、欠員となってございます。また、選任に関しましては、町長選挙が近いということもありまして、選挙後、選任したいと考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 今、現時点でその町長選挙が近いから、9月22日にやった場合、早急にすべきだったと思います。また、この委員長が欠けたことについて、ほかの5名の委員の方は知っておられますか。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

今回、委員が辞職されたということに関しましては、他の委員さんには報告はされておられません。審査会が開催されている時期であれば、その他で報告させていただくことと考えておりますけれども、今回、審査会も終了しているということもありまして、報告はしてございませんでした。報告は必要とは考えておりますので、議員さんの指摘ではないですけれども、報告のほうをさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） ですから、私、ほかの5人の委員さんのうち、何人かの委員さんから、そのままの委員として捉まえておりますよ、ほかの委員さん、そのまま6名と。そのときに、委員さんからは、当時の委員長が報告した内容について真摯に審査し、報告を最初にまとめた我々であります。その委員さんがおやめになったということについて、その理由は後でまた伺いますが、その委員さんが町長の後援会長になられたということについて、我々も同様

に、もうこの倫理審査委員会の委員がみんな町長側につかれておるって、そういう見方をされる、非常に困惑しているというような委員がごぞいます。そういった形の中で、早急にそういった欠員の委員ができたらかの委員さんにも通知して、そういった形の中ですぐにまた補欠委員を決めてそういった委員会を持つのが当然だと思いますがいかがですか。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 答弁、結構です。

町長にお伺いします。これは、この場であれですけども、町長の今現在の後援会、ございませぬ。そこの後援会長はどなたですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 小谷一郎さんでございます。私も、事務的手続の中身までちょっとわかりませんでしたけれども、倫理条例の中の条文の中でそういう項目があったということで、事務的手続が当方のほうに不手際があったということに対しまして、私からも陳謝を申し上げたいと思います。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 理解します。

それで、今、町長言われました、この倫理審査委員会の委員長でありました小谷一郎氏が後援会長になられたということですが、今、総務課長が辞任の日付が9月22日ということで報告を受けました。この町長の記者会見の中の報道されております中で、9月21日に一般質問の中で町長が次も出馬するということで記者会見されたと思います。これが9月21日ですよ。前日ですよ。その中で、いろいろな話の中で抱負もしております。最後に、後援会会長は小谷一郎氏であるというのが記載されています。これが21日の会見ですよ。で、22日に辞職をされたということがあります。こういったことは、やはり辞職された理由が一身上の都合ということになっておりますが、正直なところ、この一身上の都合とは、町長の後援会長になるがための辞職と私らは理解してよろしいのでしょうか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 小谷一郎さんについては、前々からそういうことをお願いをしておりました。新聞当初のときでも、内諾を得ていたということでそういう方向になったと思うんです。当然、選挙法の中でそういう規定がありますので、辞職するというところでございました。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） ですから、内諾の中で、ここで新聞では、9月21日の中では小谷一郎氏が後援会長になったというのであれば、辞職の申し出をやっぱりそれ以前にしてもらったほうが町長はすっきりされたというふうに私は考えます。やっぱり、たとえこういう辞職をされたとしても、二河地区の土地問題、当時の倫理審査委員長には変わりはないんですよ。それを、内々で変えてほかの委員にも知らせていない。ほかの我々もわかってないんですけど、これを町民の方々が聞いたら、ほんまにこれ、知れば疑惑を持たれると思いますが、そのことについて

てはいかがですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） その件については、もう決着は委員会の中でついておったということで、何ら問題はないかと私は考えます。それが、そういう関係で小谷さんが私の後援会長を引き受けてくれたものでもないと考えております。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） わかりました。

最後ですが、やはりその残りの5人の委員さんにも、早急にそういったことをお伝えしてやっていただかなければ、5人の委員さんは疑惑を持たれておる委員さん、ございます。だから、そういうのを払拭するがためにも、やはり補欠委員を早く決めて、6人体制のもとでまた倫理審査委員会の委員を、後、任期まで、来年の4月まで務めていただきたい。でなければ、ほかの委員さんも、まだまだ6人のままであると。6人のままの委員長がそのまま後援会長になったというような理解をしていますよ。ですから、そこら辺を十分ほかの委員さんにも理解を求めていただきたい。そのように考えます。

また、倫理条例、第5条2項には、審査会の委員は学識経験を有する者から町長が公正を期して委嘱するとあります。が、町長にはお願いしておきたいんですが、今後、条例等に従った非常勤委員等の委嘱につきましては、町民の皆様に疑惑を持たれないような選任、こういったことを私から求めまして質問を終わらせてもらいます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開は10時50分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時40分 休憩

10時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

10番津本議員の一般質問を許可します。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 申告に基づきまして、一般質問に入らせていただきます。

9月初めに、12月24日の投票の町長選挙に当たって、出馬表明の挨拶が新聞に報道されました。ここに、私もその資料を持ってきました。これは町長のものですが。その後の町長の多分、後援会ニュースが出されています。それで、この実績をもとに公約がいろいろと述べられておりますが、それに関連してちょっと幾つかを質問したいと思います。

まず、このニュースの内容ですが、ちょっと町長にお聞きしますが、間違いありませんね。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） そのとおりでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） ここに、8年間の実績と今後の方向性。方向性というよりも公約ですね。簡単に言うと公約ですが、書かれております。それで、事実でない実績と幾つかのちょっと疑問な点がありますので、それについて質問をしたいと思います。

最初に、この中に町長の報酬カット、これによって3人目の子供、小学生、給食費のカットをしたと、こういう中身があるんですよ。これは事実ですか、ちょっとお聞きします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） それで充当できるだけの分は、カットしているということでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） ここに、町長報酬カットによる財源でとなっているんですね。子供3人目から小学校給食の無料化、これを実現したと、こうなっているわけです。それで、この報酬カットというのは、町長だけが報酬カットをしたんですか。それをちょっとお聞きします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 副町長、教育長もカットしてございます。

○議長（中岩和子君） 津本君。

○10番（津本・光君） そうしましたら、この書き方は当然違いますよね。町長と特別職の報酬カットによってと書かないかんですよ。これだけ見たら、町長報酬カット、あなただけがやったというふうに誰でもとりますよね。皆さんそう思ってますよ。だから、これは事実じゃないですね。ちょっと確認します。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） その意味は、私の報酬カット分でそれだけのことが成立するというところでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そうしたら、あなたが町長の報酬カットの一番最初に提案したのはいつですか。

それから、もう一つ聞きますが、この子供3人目からの小学校給食の無料化、これをしたのはいつですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） カットしたのは、平成22年からでございます。その間、いろいろそういう部分での三役カットの中では、いろいろなところでその予算は回っていったと思います。

小学校3人目というのは、昨年度からの実施でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そうしたら、町長の報酬カットできることが生きてきますか、悪いですが。今のあなた、おっしゃったでしょう。今までのいろんな財政の削減の中で、例えば浮いてきたというのやったらわかりますよ。あなたが書いているのは町長の報酬カットだけです。そのときに、現実にカットされているのは特別職、全部やっているじゃないですか。これを読んだら、あなただけがやったというふうに思いますよ、皆さん。違いますか。それも確認しま

す。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） それは、とり方によろうかと思えます。私がした分でその部分が賄えると。町内で、小学校、中学校の方が子供3名あるのは50名ということでございます。1名5万円であれば250万円ということでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そういうのをこじつけというんですよ。あなたが最初、平成22年3月の議会で答弁したときにどういうふうに答弁、これは蜷川氏がその当時、質問していますね。その浮いた金額をどの事業に充てようとしているのか、こう聞いているわけですよ。そうしましたら、あなたはそれに対して、まだその分はどこにどう使おうかということじゃなくて、財政の一端の一部として行革の中の経費節減の部分として今は考えております、こういうことですよ。言ったこととやっていること、違いますやん。

その中で、もう一つあるんですよ。最後に、あくまで経費節減のためには、私もそれに対して協力していくということでございます。経費節減ですよ。給食費カットに充てるということじゃないですよ。違いますか。もう一回確認します。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 経費節減にも充てますし、私としては、執行者としていろいろな使い方というのは私の判断に委ねるものと考えております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 経費節減に使うということでしょう。そうしたら、ここでは増額してますやん。簡単に言うとそうでしょう。カットするということはそういうことですよ。だから、経費を節減する。これを、例えば最初から、この分については町民のために使わせていただきます、例えばこれだけのものに使わせていただきます、こういう話だったらわかると思うんですよ。これについては、例えば町民のために使いますとか、そういうことで話をされていて、いや、学校給食、そういうところに使いますとかね。そういう具体的に出されたんだったらわかります。このときは、あなたは財政が厳しいから経費節減に使います、こうなってるんですよ、中身は。違いますか。もう一回確認します。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当初、そういう形だったかもわかりませんが、2期目になったら、順調にその基金の積み立ても積んでまいりました。そういう中、町民のために何かできるということであれば、そういう方向に転換するということは、別にそこで私がこうやという宣言をせんでも、その部分という分が、当然、当初の予算には見えてませんが、正規のとおりでいけばそういう形の予算になろうかと思うんですけども、そういう私の考えでこういうことを進めたわけでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そうしたら、報酬カット、特別職をしましたということをきちんと明記

すべきですよ。その上で、いずれはこういうことに使っていきたいと思いますというんやったらわかります。けども、これはあなたしかやってないという表現ですよ。そうでしょう。これは虚偽になるじゃないですか。虚偽の公約を出して、実績を上げて、これは町民を欺くことになりませんか。それをちょっとお聞きします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） そういうところまで、一々前もって説明するに及ぶことではないかと私は考えます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 消費税も、例えば何々に使いますとかと言いますね。けども、その紙幣に色はついてないですよ。これは国会で問題になってるじゃないですか。どこで仕分けるんですか。それやったら、もっと早い時期に使えること何ぼでもあるじゃないですか。だから、その分をこう使いましたと言うたらええじゃないですか。それを、自分の実績づくりのためにこういうふうにして書いてるわけですよ。そこが問題だと言ってるんです。

次に、中学校卒業までの医療費の無料化の問題ですが、小学生、卒業まで、その当時はそうだった。それで、今は中学校卒業まで、これは私、出ましたときに、ああ、よくやってくれたなど、こう正直思いましたです。拍手も送りましたよ。けども、今はもう高校卒業までというのが大体のシフトになってきているんです。そして、中学校給食の問題も一緒に、県下のかなりの自治体ではもう既に実施されていますが、残っているのは、町長、どのぐらいだと思いますか、ちょっとお聞きします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 海南と本町だけだと思っております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 海南も、既に始めています。それで、ここの学校給食の問題、もう既にいろんなところでは中学校給食、無料化の方向で出してますよね。隣の太地町もそうだし、それから古座川町もそうだし、そういう方向で大きくもうシフトが変わってるんです。

それで、今、若者世代への大きな支援の中では、この第3子から給食費の無料化、これはもう一昔前の取り組みですよ。現実には、今、県下の市町村で中学校給食問題、これができていないのは残念ながらうちだけなんですよ、全県下で。これは知ってますか。今ので答弁で知らなかったということになるわけですから。もう、うちだけですよ。それを、ここにやりますと書いてどうするんですか。もう、うちだけですよ。そうしたら、まず町民に言わにゃいかんのは、今までの予算の中でそこに組めてませんでしたということでおわびをすべきだと僕は思うんですよ。そのぐらいの度量があってもええと思うんですよ。それで、その上で、おくれてますのでこうしていきたいというふうに、もう中学校給食、全国的に見ても当たり前の段階に入っているわけです。それで、すなわち、もうこういうことは既に対策等を出してないのはもうおかしいんですよ。それを言いたいんです。それを、あたかもこれからやりますよというように形出すものでもない。やらないかん、当然として。

それで、かつらぎ町は平成26年から。私が前に言ったのは、2年前に言ったんですが、平成23年の資料で言うたんです。だから、もう既にいろんなところで、まだ言ってるのが気になって、直接電話したんです。そうしたら、上富田町は来年4月からやります。これで、もう全部完了です。うちだけです、残ってるの。それで、うちは今から取り組んで、何年から試行になりますか。ちょっと町長に聞きます。来年からできるわけないでしょう。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 来年度か再来年度、遅くても再来年度には実施できようかと思います。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そうですね。早くやっても再来年です。だから、そういう点では、こういうことについてやれてなかったということをおわびを僕はすべきだと思うんですよ。

次に行きますが、巡回バスの問題ですね。これも、先ほどの亀井議員の問題で話をされました。それで、この問題も私、前に言うたんですな。これを今取り上げる前に、私、いろんな人から聞いたとき、前回の町長選かな、そのときも含めて。僕は、寺本氏は町長選挙の前になったら、当選がしたいがためにあれやるこれやる、こう言っているというのを聞いたんです。私は、その当時の災害の復旧もあるから、あなたが引き続いてやればよい、そのように思っていましたよ。だから、気にしてなかったです。ところが、ことしの9月に入って、私が議員になって9月議会の議会で、選挙の直前に、地域の要望だからといっていろんな補正予算が出てくるんです。これはびっくりしましたですね。それで、今年度の当初予算のときに私も質問したんですが、この浦神一下里間の予約タクシーの問題。今は巡回で回していますということで、この間出して、今、この実績にも上げられていますね。実績の中にも上げられている。まだ、実施もされてないのに実績として上げてきたんです。このときに、そうしたら何で当初の予算で減額をしたんですか、それを聞きたいです。それを教えてください。

○議長（中岩和子君） 総務課長矢熊君。

○参事（総務課長）（矢熊義人君） お答えします。

浦神一下里間の予約タクシーの予算をなぜ減額したのかということでございます。

平成29年度の当初予算においてですけれども、平成28年度の実績の見込みにおきまして計上した次第でございます。決して減額したものではなくて、前年度の実績に合わせて予算計上させていただいております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） それは、私、質問のときにも言いましたよ。町民が、だからいろんなことで不安になって使い勝手が悪いから利用できてないんだと。だから、むしろ逆に使いやすいように予算をふやすべきではないかと、こう言うたんですよ。それを覚えてませんか。それで、そのときに、コミュニティーバスの問題や巡回バスの問題があるのであればなぜ出さないんですか。

それが何もしなくなって、ぼんと急に降って湧いて出てくるんですよ。それちょっと、何で

出てきたか、もう一回言うてください。それでは納得できないですよ、説明としては。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 利用の勝手が悪いということで、我々としても早急に浦神からの下里間、このバスのコミュニティーは走らすべきやということは部内では検討しておりました。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そのときの町長の説明では、町民からの要求があった、要望があった、こういう答弁だったんですよ。この町民からの要望については、私たちは、私もそうだし、下崎議員は地元ですから余計そうですね。亀井議員も同じだ、先ほども言うたように。そのことを私もそのときに言うてるんですよ、何遍もこういうところで。そのときは何ら答えないんですよ。ないんですよ。僕は巡回バスが絶対必要だと思うんです。

それで、これ、町長は知ってるかな。覚えてますかな。こういう、あなたが1期目のときに出したの、覚えてますか。「清流」というやつです。覚えてませんよね。多分、もうそのこと、気になさらない方だと思いますので。このところにこういうのがあるんです。定期バスの来ない地域に町立温泉病院行きの巡回バス、これを走らせてほしいと。住民の要求として出しているんです、これ。これは僕らがあなたのためにつくったんですよ、いろんな声を聞いて。そういうこともあなたは覚えてないんだから。行政に対して、それこそ無責任。これをチラシで出してるんですよ。だから、要求は前から出てるんですよ。それが、なぜ今年度のそれだったら3月の予算で出てこないんですか。それで出してくるのが当たり前でしょ。もっと早く僕はやってもええと思うんですよ。病院の計画が出た段階で出さないかんじゃないですか。それができてないから、亀井議員も先ほどあなたに対していろいろと言ってるんですよ。違いますか。ちょっと聞きます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 下里路線については、熊野交通も走っていたと。一昨年、熊野交通が潮岬線廃止ということでありました。その間、部分的に言えば、デマンドのタクシーということで実施したんですけれども、それはそれで使い勝手が悪いという要望なり出てまいりました。そういう中で、一日も早く実施すべきと。当初の予算を組むときに、なかなかその予算の額の確定ということもありましたし、いろいろな考慮をした結果、6月の補正でもいこうかということで、できる限り早くやろうということでやらさせていただいたわけでございます。ただ、当時、8年前の部分については、一気に書いたことを全部やれるというわけでもないんで、部分的には進めてきた結果でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そこらが言葉の適当な使い方なんですよ、悪いですが。これ、そんなにようけ書いてないです。図面でわかるように、わかりやすいように書いてるんです。それで、この間、あなたの町政の中で、巡回バスをこのように走りめぐらせていきますというやつは、僕が入った中でないですよ、今そういうふうに答えられたけど。それで、あるときになったらぼんと出てくるんですよ。それで、先ほどの亀井議員の質問もそうでしょう。宇久井のあそこ

だけが何でその地域だけなんやというのも出てきた。あなたはそのときに、勝浦のほうではこんなや、僕は勝浦のほうがやりやすいと思いますよ。何でかという、バスは勝浦が終点から。勝浦の中、自由にバスを走らせますやん。何も熊野交通を気にする必要ないです。だから、そういうことも含めて、こういう定期バスの来ない地域に町立の温泉病院行きのバスを走らせてっちゃうのは、これはもう長い住民の要求なんです。だから、私たちもこの問題では病院ができるときにそういう巡回バスのことを考えないかんということ言うてるじゃないですか。そうしたら、ことしの要求がわかってるんやったら、ことしの当初予算でちゃんと出すべきですよ。そうと違いますか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 勝浦町内のバスを走らすということは、熊野交通が走っていないから簡単だというようなイメージを皆さん持たれるかもわかりませんが、我々は違う角度も十分検討すべきことだということを考えております。例えば、タクシーの運行というのは、今なかなかタクシー会社もお客さんがいないという中で、町内の利用者、特に病院へかかれる方の利用者が多いということも考慮しつつ、公共交通会議の中でその部分も検討材料となっていくと。だから、なかなか町内のほうがハードルが高いと。ただ、宇久井地区については宇久井タクシーさんがありますけれども、その宇久井タクシーさんとの調整もどうするかというのはまだ残っております。そういうことも含めて、地域で働く人の部分を潰すということも、なかなか我々としてもできない部分がございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 熊野交通も走ってないのは、浦神もこれと一緒にです。だから、やったんでしょう。ところが、勝浦は当初から走ってないですよ。けども、それは新宮も条件は同じです。けど、そのときに、だからいろんな交通の調整も踏まえてそういうので話し合いをしていかないかんわけでしょう。その上で、だからそういう展望も出さずに、あなたが自分の判断でぱっと自分の実績になると思ったらこういうふうに使って出してくる、これを言ってるんですよ。それはおかしいですよ。ちょっともう一回聞きますが。だから、町民の視点でということじゃないんですよ。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然、9番議員も、浦神線を走らせたときには地域でどうやるんだということは伺いました。そういう中で、次の実施できる可能性のところは、宇久井の高津気、狗子ノ川、このあたりが高齢化が進んでおられるということもありまして、そういうところを突発的にやったわけでも何でもございませぬ。議員の言うように、何でもかんでも私が勝手にしやるというようなわけではありませぬ。どの視点を考えてやるか。タクシー会社の仕事が少なくなったときにその辺はどう補償するかとか、そういう部分まで考えていかなければならないかなあと。それが、町内のバス、熊野交通があそこは走っていないという、そういうのを走れないから走れただけであって、そういう部分をカバーしていくためにはどういう方法があるかと。公共交通会議の中では、タクシー会社の方も入っていますし、熊野交通の方も入っていま

すし、いろいろな関係者が入って議論されるところでございますので、そういうところを十分考慮しながら進めなければならない問題だと思っております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） あなたに私、こういうのをつくったんですよ。全然覚えてないんですね。僕だったら、こういうのが出たら、ちゃんと自分、こういう議会で質問するときも、ああ、自分はこのことで皆さんに約束したことできてないなど。なら、これを次、せないかんと、こういうふうに考えますよ。そうしたら、あなた、国保のときの問題でもそうでしょう。国保の問題でもあれ、わからなかったんですか。もう一回聞きますけども。国保の問題、税率を上げたときに、あなた自身はそれを覚えてなかったんですか、細かいことまで一々覚えてないと言いましたけども。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 公共料金、そういう部分については、できる限り凍結の方向で進めてまいりました。ただし、国保の部分でも、繰出金という部分の一般会計からの補填ということは、一般の幅広い人の負担がかかっております。その不公平感というのは、常に議会でも指摘されておったところで、特別会計というのは独立採算制の要素がある会計でありますので、その辺のバランスを考えてやむなく国保の料金を上げたわけでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 言いわけ的なことはもう今まで何遍も聞いていますので、繰り返すのはやめてください。質問されたことに答えてもらったら結構です。

それで、先ほども言いましたが、これ、切実な要求を町政へと、こう書いて、皆さん、ここには清潔で住民参加の開かれた町政の実現をと、こう呼びかけて私はあなたを応援したんですよ。そうしたら、その中にいろいろありますよ、そういうことも含めて。町立温泉病院の充実発展もそうだし、そしてそういうことも含めて、これは医療難民、買い物難民の問題は今まで何遍でも取り上げてきたじゃないですか。そうでしょう。それを、何であなたはそのことを細かいことまでという言うんですか。私は、あなたがそういうふうに出た町民の視点でというて書いてるけども、これのやつにですよ。町民の視点になってないから問題だと言っているんです。これが一番大事なところでしょう、今。どこでもそうだけでも。田辺市へ行ってもですよ。皆さん、山の中から町へ出るの大変ですよ。そのときに、循環バスを走らせてほしいというのは、こういう予約タクシーみたいなやつを走らせて、これは向こうの物すごく切実な願いですよ。だけど、うちはまだそこまでいなくてもできる。だから、そういうところの中で、何でそういう対策が立てられないのかということ为先ほどから言っているんです。

それで、そういうところをこういう町長選の前になって自分の実績として出す。こういうのを何で言うかわかりますか。政治利用と言うんですよ。政治利用。その直前になって出して、私はこんなことをしました、計画性もないのに。そこを言うてるんです。

次に防災の件ですけれども、あの台風12号の災害があつて、皆ほんまにつらい思いをしたんです。そのときに、あの災害、多分激甚災害、この指定だったと思うんですが、そうですね、

建設課長。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） おっしゃいますとおり、平成23年の災害は激甚災害でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そうしたら、国からのそのときは補助は何ぼですか。どのぐらい出てますか。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 平成23年災の公共土木施設災害復旧事業費の国庫負担率は87.2%でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、あの災害は激甚災害ですから、国からほとんどの補助が出るんですよ。どの町長だって、誰がトップの首長だってやらないかんのです。そういう重みのものなんです。そやから、私、あなたがこれ出した後、見たときびっくりしたです、正直言います。これ見たら、自分がやったように書いてるじゃないですか。ほかのやつと一緒にですよ。実績で上げて。僕は、こんな激甚災害の後の災害復旧なんかちゅうのは、悪いけど、実績で上げるものじゃないと思いますよ、これもまた後で言いますけども。

それで、これ、もう一回、ちょっとあなたの認識を問いますわ。この激甚災害の復旧復興を、なぜ実際、あなたの実績に上げたんですか。誰もがやらないかんことでしょう。私らはもう必死になってボランティアで行きましたよ。私らはもう300人ほどボランティアで出しましたよ。そういう問題も、あなたの何で実績になるんですか。ちょっと聞きます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 復旧復興というその公共的施設の問題については、あなたがそうしたらどのような形で、ボランティアとかという形は見えるかもわかりませんが、私は国のほうへ何度もいろいろな問題点を指摘しながらそれをお願いに上がり、一日も早い復旧をお願いをしてまいりました。それが私の実績で、形としてはそういう形になったわけでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、それは誰だってするんですよ、そういう時期は。そうでしょう。それをやらなかったらおかしいじゃないですか。私、その当時、東京にも行ってますし、要請にも行ってます。それこそ笑われますよ。それは当たり前なんです。そのときに、住民の皆さんやいろんな方と、ボランティアの人も含めて全国的な支援の中で皆さんと一緒に頑張りましたというんだったらわかりますよ。私がやったというのは。

そうしたら、ちょっと聞きますけど、あなたの理屈でいきますと、災害があれば災害があるほど実績がふえるんですよ。そういうことになりませんか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　そういう極論を言われてもわかりにくいんですけども。ただ、私としては、その復旧復興の過程の中で最大限の努力をやってきた、これは当たり前かも知れませんが、けれども、当然、その成果の一つとしてこれが出てきたというわけでございます。

○議長（中岩和子君）　10番津本君。

○10番（津本・光君）　多分、そういういろんなところの言いわけばかりされると思うのもう余り言いませんけれども。やっぱり、自分のやったことをきちんと整理するためには、そうしないと次の課題は見つかりませんよ。この8年間であなたが自分で実際にしっかりやってきたことを見て、そして次の課題が出てくるんですよ。だから、そのために長期総合計画も立てているんでしょう。さっきの中学校給食の問題、前に私が質問したとき、あなたは予算があったら何ほどもできる、そういうことは考えているけど今は予算がないからできんような、そういう答弁してるんですよ。そうでしょう。そうしたら、そういう長期計画のもとにやるのはわかります。だけど、こういう突発な、それでさえ、さっきの給食の問題、そうですよ。ほかのところはもう既に終わってんの、うちだけいってないんですよ。それを、あたかも私、僕はそれは国保税のを含めて、ちゃんとそういうところはきちんと町民に謝罪もし、だから御協力をお願いしますというような形での持っていき方を僕はせないかんと思うんですよ。

次に、その町民の視点でということで行きますと、先ほど亀井議員も質問しましたが、ちょっとクリーンセンターの問題に質問を移ります。

クリーンセンターの問題でちょっと聞きますけど、町民の視点でというんだったら、天満区との10年の協定、なぜ守れなかったんですか。それを先に聞きます。

○議長（中岩和子君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　ちょっと今の質問の趣旨がわかりにくかったので、もう一度お願いします。

○議長（中岩和子君）　津本君。

○10番（津本・光君）　天満区民との10年の契約協定、これをなぜ期限内で守れなかったんですかと聞いているんです。

○議長（中岩和子君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　実質、私が平成22年に就任したときに一番先に手がけてまいりました。そういう中で、場所の選定、いろいろ場所を決めてはみたもののなかなか進まなかったということで、大浦という場所になったわけなんですけれども、それが議員おっしゃるように……

〔10番津本・光君「何でできなかったのかということだけ聞いてます」と呼ぶ〕

また、それを言うと言いわけやと言うんでちょっと今考えておったんですけども、実際には激甚災害を受けたときに、3年間、4年間というものはそれに費さざるを得なかったという部分がございます。病院のほうもそうでございます。そういうことを言うと、あなたの勝手な言いわけであるとまた言うんかも知れませんが、災害のあったのも事実でございます。そういうところも鑑みたときに、我々としては早急にやりたかったというところがございます。

ましたけれどもできなかったと。そういう中で、延び延びになった結果、できていなかったと。それで、期限延長をしていただいたという経緯がございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） もうそれ、見てたらわかりますやん。これはおくれますよと。そのことは既に委員会の中でも論議になってるじゃないですか。同時に並行できない。先ほどの亀井さんの質問の中にもあったけども、病院建設とクリーンセンター、一緒にはできない。となってきたら、クリーンセンターのほうの方が後になるわけだから、これは平成26年、平成27年の段階でわかってるんですよ。なら、何でそのおくれそうやということを地元のほうに説明に行かなかったんですか。それを聞きたいです。ちょっと言ってください。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 平成22年就任当時は、病院は平成27年完成という計画を上げておりました。平成26年からクリーンセンターのほうもやろうということで、平成28年3月までにぎりぎり間に合うかなあという方向を持っておりました。そして、各関係団体の同意を取りつけながら進めておって、災害が発生したというわけでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、おくれることが当然見えてきた。なのに、なぜそれを説明に行かなかったのですかとか聞いていますね。平成27年の病院建設の問題が厚生常任委員会で上がったときに、これはみんな委員さん言うてるじゃないですか。それで、事務当局も2つは同時にできませんよと。だから、病院が先に進んだんじゃないんですか。その時点で、後におくれますよということとはちゃんと住民のほうに説明せないかんでしょう。これが町民の視点と違いますか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 問われやることがよくわかりにくいんですけども、おくれていくということは結果的に災害の部分でありました。そして、それが12月、1月になったという、平成27年、平成28年のとき、そういうことになってきたかと思うんです。それがおくれたさかみんなに知らずのを、天満の会議の中で進めていく中では、最終的な結論というのは私が出ていくのはおくれたというわけでございますけれども、それまでにはいろいろな区との関係協議は進めておったと思います。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） これも、だから平成26年、平成27年でやってるんですよ、この話をね。だから、もうその当時に当然おくれるのがわかっているわけですから、こういうことで緊急で守れん、申しわけないと。そのために、こういうふうには町民の理解、皆さんの理解も得たいのでこういうふうに進めていきたいと思うけどもどうだろうか。こういう話が出てこないかんですよ。でも、そこがない。それで、期限協定が守れなかったと、そして延長になったということですよ。そして、この延長になったときも、さっきの説明で、亀井議員が議会の責任、議会に理解してもらえない、こう言わはった。そのときに、ちょっと聞きたいんですが、この

インタビューの質問の中にもありますわ。それで、これは前の議会で、左近議員の質問のときにもあなた、答えています。左近さんの答弁のときに、それからインタビューに出ているやつ、新聞報道されたやつ、「白紙に戻った」と書いてあるんですよ。この「白紙に戻った」というのはどういうことですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） その文章の中には、「白紙の状態のような」と、「ような」ということが入っておろうかと思えます。そういう意味では、まだいろいろな形で、大浦もだめ、そして今、太田地区もできるかという中では、地元説明を進めていく中では反対の方が意見を聞く限りでは多いということで、私としてはその状況を判断しかねておるので、白紙のような状態という表現をさせていただいたわけでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 白紙のような状態に戻ったとか、そこは私も、もう一回それだったら前回議会のちょっと議事録を調べてみます、どういうふうにあなたが答えられたか。そこまで私、調べてませんのでね。そやけど、そういうふうにしてこの間、延長もさせてきた。そして、この問題については公開質問状がどんどん出て、それで私たち一人一人の議員に答えろと、ここまで来たんですよ。それで、これはあのときにも出てましたけども、アンケートの回答の中にもありました。その公開質問状を出した方は、あなたの支援者の方が多いじゃないですか。そこで、大々的に問題にまでしてて悪いですが、ここにクリーンセンターの今後の方向性、書いてますか。どうしていきますというの、書いてますか。ちょっと確認します。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） クリーンセンターについては、やるということは書かれてあると思うんです。

〔10番津本・光君「書かれてないから聞いているんです」と呼ぶ〕

こっちのほうに、クリーンセンター建設という部分では、詳しいには、項目だけしか書いてませんけれども、方向的にはそういうことは推測できるかと思えます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） どこかに1つだけ書いてあったんです。だけど、これだけに書くんでしよう。クリーンセンターの問題、うちにとっては大きな問題じゃないですか。大きな問題じゃないんですか。だから書いてないんですか。それとも、あなたはこれに目を通してなかったんですか。ちょっと聞きます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） それは大きな問題でございます。そのことをおろそかにしてあるわけではございませんけれども、そういうところを詳しく書いてなかったというのは、私のほうで本当に書き上げるのに短時間で書いたということもございますので、そういう結果になったかと思えます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 悪いですけども、あなたが急遽ここで立つようになったわけじゃないんですよ。そうでしょう。あなた自身の中に次も出ようという気はずっと前からあったわけでしょう。そうしたら、今までできた政策課題と次にやらなければならない課題、その中で重要な課題、病院とクリーンセンター問題というのは、あなたが2期目のときに言うてるんですよ、大きな新聞で大々的に。それ、何でないんですか。何でないんですか。ちょっともう一回聞きます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） それは選挙戦、ミニ集会等の中でも、それは説明をしながら進めていければと思います。大きな問題の中では、場所も決まっていなくて、特定も進めやる中間の地点でございまして。そういう中では、ここをこうだという言い切ることはありませんけれども、クリーンセンターの建設については意識してあるということは、一部そういうところでも書いておるといってはあります。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 白紙のような状態に戻ったというたら、皆白紙に戻ったと思いますよ。そうでしょう、白紙という言葉が出てきたら。けども、白紙ではなかったんでしょう。先ほど、町長も説明された。どこそこに計画、そういう話が出てますよ。そうしたら、町政を大きく左右していく問題を、町民への説明、ミニ集会で説明した。失礼じゃないですか、そんなの。来てくれる人だけに説明して、何で町民に対して町民の視点で説明することになるんですか。おかしいでしょう。ちょっと聞きます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） これは、大きく問題は私も認識しています。ただ、あなたの言うように細かいところまでそういうようなことばかり言うても、私としても、あなたの視点で物を見るのと私のほうでの視点で物を見るのはまた違うかと思えます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 言葉にちょっと気をつけてくださいね。あなた今、クリーンセンターみたいな細かいことと言うたんですよ。気をつけときなさいよ。これはクリーンセンターの細かい問題、違いますよ、私言うてるけども。だから、こういう大事なことをここに出して、皆さんにこういうふうにしていきますよと言うのがあなたの責任でしょう、今まで8年間やってきたやつ。それが出されてないんです。だから、余計に問題だと私はさっきから言ってるんです。だから、逆に言うたら、私、ああ、このクリーンセンターの問題、やる気ないなとこれを見て思いますよ。町長としてはどういう方向に持っていくかというのがないというのはわかりますよ。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） クリーンセンターを細かいというんじゃないで、あなたが一々町民目線町民目線と言いますけれども、私は町民目線でそれは進めてきておるつもりでございまして。あなたから見ればつもりかもわかりませんが、私は私なりにそういうことは考えており

ます。クリーンセンターの問題というのは継続的にやっておることで、これを解決つけていかなければならないというのは誰しもが思うことであります。そういうことを、今後もそれをおろそかにするとかという問題とは、また私は違う観点から物を見ております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 今、違う観点から見ておると言うたね。クリーンセンターの問題、違う観点からの問題じゃないですよ、言葉尻を捉えるわけじゃないけども。ここにも、しっかり町民の視点という言葉が大きく出ている。これはあなたも見てるでしょう。そうでしょう。それで、しかもそれを推していくときに、自分の大きな政策的課題、これを出すのが当たり前じゃないですか。そうでしょう。それを見て、皆さん、ああ、今の町長、どういうふうに持っていてこうとされているのかということ判断するんですよ。それが見えてこない。だから僕、ほんまに自分の実績みたいところへばっばっばっとやれてないことを上げて、それでこういうことでは肝心な問題には触れてない。これで町民にどんなにして問うんですか。

次、これ先ほども言った、国保の問題もうそれは言いませんけれども、町民目線の問題、これ、私が言ったら細かいことを一々と言うけれども、私こういうことは一般質問で全部今までやってきてますよ。一番大事な問題だから。だから、新病院の問題でもそうです。人工透析の患者の問題、そうですよね。これで大きな問題だったんですよ。だから、町民が必死になって患者の皆さん中心に動いたんです。それで、最終的にあなたも認めざるを得なかった。病院建設も、町民目線で言うんであれば、いろいろそれは皆さんに不安をかけたことについては、おわびを入れるのもきちんと僕は筋としてすべきだと思うんですよ。まあ、もうそれは言いませんけどね。けども、後のやつから見てもいろんな問題が出てくるので、ちょっと続けていきます。時間のほうも約1時間近くなっていますので。僕は、ほんまに町民目線でというて先ほども言ったけども、実際にだから町民目線の視点に立ててない、そこを私は言いたいんです。

それで、次に観光行政のこういった問題も出てきます。これも同じですよ。観光産業を発展させようとして、これも見えてこない。どういうふうにしようかというのが見えてこない。農林業について、この農林業については触れられてないんですよ、これに。これは那智勝浦の観光産業と同時に、この那智勝浦町で林業、農業というのは大事な課題ですよ、第1次産業の。こういうのがここにはないんです。

そういうことの中で、私はあなたにいろんなことを言いたいわけですが、だから観光産業もそうですよね。ここに書いてないです。だから、今まで観光産業、この間、委員会のほうで報告がありました。そうしたら、そこでも出たんですよ。これ、下手したら40万人台になっていくなど、宿泊客数が。これ、具体的な手を打たれるじゃないですか。そうしたら、そこにあなたのところで出した中、これで見たらないんですよ、観光、今後の公約のところ。これ、1号ですね。次の2号のときに、公約で観光産業、出てきました。ここで、あなたが最初のときに100万人の誘致やと掲げて大々的に宣伝して出たやつですよ。今度は、観光施設の完備、那智山のトイレ新設等だけしかないんですね。観光客の誘致、今、大変なときになってきたときにそれさえも出てこないんですよ。これはあなたがつくったんちゃうんですか。ちょっと聞き

ます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 紙面の中で書いていくというよりも、私は出馬のときにも新聞の中でも言ったと思うんですけども、観光の面では、基本的には日帰りから宿泊につながる観光をやろうと。その観光の具体策には、こういうことをやろうということは考えておりました。その部分でいうと、先ほど40万人になるということでありましてけれども、諸要素があります。ただ、全体的で見たときに、今年度で今、4,000人ぐらいの宿泊減ということを知っています。そういう中では、浦島の改修、中の島の改修、いろいろある中では奮闘しておるんじゃないかなあと。各旅館の方も、ホテルの方も、そういう面では奮闘、頑張っているんじゃないかなあとは思っています。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 本当に、言葉をその時々で急に使い分けるというのは、観光の問題であな、私、これも一般質問でやったんですよ。あなた自身が、これからの観光客は日帰り客にシフトせないかと前に言うたんですよ。私、これ何やというてここで質問したんですよ。おかしいやないかというて、観光客数をふやさないかるときに。それで、今度は出てくるやつが、日帰りから宿泊に。こんなのもう、それをあなたがそういうふうにするから私問題にしたんですよ。だから、あなたは自分の言葉の責任の重さというのを感じてない。これは、だからそういうことも含めて、あなたは、私は先ほど言うたけど実績を自分のほうにとる。これは行政の私物化だと言ったんですが、政治的利用、行政の私物化、こういうことなんです。

もう時間もないので、次のほうに進みます。町政の私物化についての中では、僕、一番大きなのは、この間、前回、荒尾議員が質問したやつのパワハラの問題ですね。過労死させようかとあなたが言った。それはあなたに対して。覚えてないという答えを言ったわけですけども、これ、覚えてないと聞いたら、いいんです。だから、今、国会でもいろいろな答弁で覚えてないとか忘れた、記録がないと、こう言って逃げるんですよ。私、以前にパワハラの問題であなたに質問したときに、そのときは職員にやめたらいい、ついてこれんのやったらやめたらいい。そやけど、この過労死させようかという問題は、もしこれ本当だとしたら大変な問題ですよ。それを言うた、言うてないと言ったら、私、本人に聞いてきて直接談判させますよ。言うてない。けども、記憶になかったらそれはしょうがないからね。本人、記憶にないと言うてんのやから、もうそこまでしませんけども。これ、今、社会的に問題になってるでしょう、パワハラと過労死問題っちゅうのは。だから、そういう意味で言ったら、もうちょっと職員との意思疎通を図るために、そのことも含めて僕はやっていかないかと。だから、この間の荒尾議員の質問の中で、そのことをわかって言ったんやったら、結局その次に過労死させようかと言われた人、現実に国体の場所へ異動していつているじゃないですか、次の年には。これ、普通に言うと報復措置と言うんですよ。よく覚えといてくださいね。こういうことを人事でやると報復措置ちゅうんですよ。これになって、本人が訴えたら、あなた悪いけども、町長の首飛びますわ。そういうことを、以前のときにそれに近いことがあるということを知ると

いてください。これ、私物化になるんですよ。そうでしょう。そういうおどしをかけて、町政を簡単に言うたら俺の言うこと聞かすようにしていく。こういうことにつながっていくんです。それをしっかり頭に入れておいていただきたい。それで、もうパワハラの定義も話をここで取り上げてしようかと思ったんですが、もうちょっと時間もないのでやめますが。それで、そういったことが行政の停滞を生んでいるんですよ。だから、今まであなたがしっかり掲げていたことが出されていない。課題としても出されていない。ここに、だから行政の停滞を生む原因があるんです。そこをよく理解をしておいていただきたい。

それで、次に、先ほど亀井議員の質問の中で出た、これも政治的、政治の行政の私物化ですよ、僕はこれに当たると思うんですが。私は、質問の議題では仲よし行政と書いているんですが、ここ、やっぱりあるんですね。寺本眞一後援会会長、名刺がですよ。それで、先ほども言いましたように、亀井議員の質問でもあったのもうあえて余り深くは言いませんけれども、このときに私、質問したんです、前のときにね。政治倫理審査会のこの委員の中に、あなたの選挙のときに応援やった人、一緒に乗って回っていた人がいるじゃないですかと、それで公正な判断ができるんですかと、こう話をしたんです。私は、そのときはそのぐらいのことかなと思ってもうそれ以上言わなかったんですが、これ、後援会長となったら大の仲よしですよ。この人がトップに座って公正な審査ができますか。ちょっとそれを聞きたいと思います。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 仲よして、どういうふうなところが仲よしなのか私もよくわかりませんが、私は別にその人が強い要求をされたり何かを要求されたことは一切ございません、私の知る限りではいろいろな方が公平に物を言ってきていることに対しては甲乙はつけておりません。そういうところが、どういうところの観点からそういうことを言われるのか私にもよくわかりませんが、一応はそういうことは一切ないと思っております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 公平性をつくる場合には、一方の立場に偏った人を採りますか。使いますか。しかも、トップですよ。これ、誰に聞いてもわかりますわ。それ、おかしいじゃないか、そんなのというて言いますよ。そのおかしいと思われるのは、だから僕が今回の町政でいるんなのを見て、ああ、那智勝浦町というのは何でもありかというて正直に思うたですよ。何がええか悪いかの判断がない。これ、先ほどの話の中で、政治倫理審査会、あなた、中身、細かいところまで覚えてないと言ったですね。これ、いつつくったんですか。あなたは何してる時ですかね。ちょっと聞きます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議員倫理条例は、私が議長の時やったんかなあと。ただ、三役倫理条例、町長等何かという条例については余り深く当時は思っておりませんでした。私が誰にどういうふうな形で仲よしというて、その基準というものをもう少しお示しいただければ具体的に話せるかなとは思っています。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 大の仲よしといたら、あなたをすばらしいと思っている人ですよ。だから、あなたを好きだからそこへつくわけでしょう。その人が、あなたはその政治倫理の問題でそのことについて審査をされようとしているときに、その人がそういう感情を持ったまま公正な審議に行きますか。一遍、どこかのいろんな人に審査会、聞いてみてください、どんな基準で選ぶか。あなたの支援者のトップの人を入れないですよ。そんなところ、どこにもないです。それがあるとしたら、僕は今のところへ行って調べてきますよ、あるんやったら。はい、どうぞ。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私は当時、その倫理審査委員会の委員長というのは互選だったと思うんですけれども、その人が私としては本当に中立的、温厚な人柄というのは世間も認めていただいているところで、私はそれに何ら異論はすることもございませんし、その中で選ばれていったということは、正当な理由があつて選ばれたと私は思っております。私が特にその人と言うたわけではありません。委員を選ぶときに、私がこの人この人この人とピックアップしたわけではございません。担当のほうから、この人を候補に上げたいですけれどもいかがですかというて上がってきたのを、私がそれを決裁したわけでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 私、その後援会の会長になっておられる方が何もおかしな方、そんなこと言うてんのとちやいますよ。僕はええ人だと思うんですよ。もちろんそうですよ。だから、それだったら、なおさらこの方は後援会長につけるべきじゃないですよ。そこをわからないかんとするんです、それやったら。そうしたら、その人が、ああ、あそこでした判断ほいたら何やと普通には思いますよ。それで、先ほどの亀井議員の質問の中にもあつたじゃないですか。ほかの委員に私も同じように思われたら困ると。こう出てくるんです。当たり前ですよ。だから、そうならないために、こういう人事に当たってはしっかりした判断で選ばないかんですよ。それがあなたを応援するトップに入っているんですよ。そうでしょう。それは、その人の人格がすばらしいから僕は多分そうしたんだと思いますよ。ほかのときだったらいいですよ、いろんなときにやって、その方の人格を尊重して。僕もすばらしい方だと思いますよ。けれども、そういうのであればあるほど、その人の名誉を傷つけないためにも、僕は後援会長とかそういう役職に相談を持ちかけるべきじゃないです。それはあなたがしっかり判断せないかんですよ。それができてないから、いろんなところで問題が起こってくる。そこになると公正な判断ができない。それで、いろんなところで、土地の問題とかもありましたので、そこを言いたいんです。だから、私情でつながっている、後援会の会長というのはそうでしょう。政策的なものもあります。そこまでやって私情的なものもあります。そういうことで、公正な判断は非常に難しいですよ。だから、いろんな人事をするときに皆さんが言うのはそこですよ。これは新聞やテレビ出てるから、そこでいろんな人が出てきたときにわかるでしょう。そこを言うてんです。だから、そこらあたりの判断を、もっとしっかりやりながらやっていただきたい。こういうふうに思います。時間もありませんが、あと30分ですね。

最後に、市野々の県道の横にある町長の看板が出てました。私、あそこ、那智山のほうは同級生もおりますのでよく行きますので。あそこ、歩道をつくってますね。町長の昔、事務所があったところですか。アパート、持ち家のあるところ、町長の土地なのかなと思いますよ、その前後が歩道、できてるんですよ。それで、もし歩道を売ってたとして、ああ、ここも歩道になるんやなど。そうしたら、県の所有のものじゃないかなとぱっと思いたんですよ、そこに看板立っているから。そうしたら、もし県の所有の売った後のものやったら、これ、あそこに立てるのは違法ですよ、違いますか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 何もわからんと質問するのはええんやけども、余りにも議員の質問はおかしいんぢやいますか。私が所有、私有地でなかったらそんなことは立てませんよ。

○議長（中岩和子君） そうでしたら私有地ですと答えてください。

○町長（寺本眞一君） あたかも誤解を招くような言い方されたら困る。

〔10番津本・光君「質問をしているんです」と呼ぶ〕

質問じゃなくて、その質問自体がおかしな質問です。

○議長（中岩和子君） それは確認のあれですよ。町長の土地ですかということで質問されているんですから、町長の土地でしたらそう、そうやなかったらそうというふうにしてお答えいただいたら結構です。

○町長（寺本眞一君） 違ったら違法ですよというそういう言い方じゃなくて、看板が立ってあるから立ってないからじゃなくて、あの土地は誰の所有者ですかというたらそれでいいんじゃないですか。看板が立ってあることが違法やとそういう……

〔10番津本・光君「だから、聞いているんです」と呼ぶ〕

聞くんやなくて、意図的にそんなことをやってるだけです。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） あの土地は、そうしたら所有者はあなたの土地になっているわけですね。それを確認します。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私が先祖から引き継いだ土地でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 私、それをちょっと確認に行ったところで、そうしたら後ろと前にもう既に歩道が、上のほうはほぼでき上がってますよね。そうしたら、あそここのところ、あなたの前のところ、できてないということになりますよね。売ってないんですよ、そうしたら。そうしたら、早う、いわば安全を確保するためには拡張していかないかんし、歩行者があそこは危ないですよ、車の通り、最近多いから。そうしたら、ごめんなさいね、それ、売ってないということなんですよ。あなたがそういうことで言うと、県のいろんなそういう環境の問題も含めて、交通安全の問題、アクセスの問題も含めてしようとしているときに、あなた自身がまずトップに立ってやらないかんじゃないですか。そういうことに対して協力せないかんじゃな

いですか。なぜしてないんですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） その土地の交渉に来たのがことしの夏時分からだったと思うんです。私のところへ来たときには、こういう場合はどうですかということで条件提示は言うてます。そういう場合に、今はちょっと忙しいので、その辺については今後、課題としてまた次の機会に土地の譲渡についての売買は考えさせてくださいということは返事をしております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そして、それを私確認に行ったときに、たまたま近所に住まわれている住民の方からぱっと耳にしたんですが、町長のアそここのところ、昔、里道があったと。そうしたら、それが今使われへんと。で、私、物すごい困っていると。それで、あの災害のときもそうやったというて言うてるんですが、そこに南側に里道があったんですか。ちょっと確認します。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 里道はございません。議員、その当時、あの土地の関係の歴史的なことから全部わかって物を言ってもらえたら私も助かるんですけども、そういう民話のようなことであれば私は控えたいと思います。あそこには里道はございません。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そうしたら、あそこが通路になってたと言うんですよ、里道でなかったとしたら。それで、皆、あそこを利用して県道のほうに行ってた。それで、ある方に、これ、役場のほうに行って聞きました。また、ちょっと調べたやつ、もちろん私も聞きましたので。そこに、ちょっと今は済みません、建設課のほうと変わりたいんやけど、そこに残っているのは今何が残っていますか。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 不動産登記法上の地目井溝、いわゆる一般的に井溝と呼ばれているものでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そうしたら、そこに井溝があるということです、今でも。その井溝、昔はその人たちは、僕もそれは細かいことは、変なことを言うたらいかんと思って調べましたよ。だから、そういう苦情を受けたけれども、それはちゃんとしてかないかんと思うから調べましたよ。そうしたら、確かに今、建設課の課長が言われたように井溝があります。ちゃんと井溝とされています。なら、井溝が残っているわけです。これ、どこの所有になりますか、井溝というのは。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 里道水路につきましては建設課のほうで管理しておりますけども、井溝につきましては登記簿の名義が町であれば町、個人であれば個人であります。そこに該当す

る井溝につきましては町でございます。普通財産でございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そうしたら、その南側の町長のあるその土地の下に井溝がなかったらいかんですよ。私、見てきましたです。なら、昔みんなが安全にして通れたというような里道もありません。それで、井溝と見られるもの、ちょっとこの隅側があいているかなという感じですよ。なら、ここで、言えば井溝ですよ。その道の井溝というところが多分3分の2ぐらい塞がれてるんじゃないかな。それで、そこにフェンスも張られてあるんですよ。これはどういうふうに見たらいい。そこにそういうフェンスも張っていいんですか。ちょっと聞きます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 個人的なことの話の中で、中身がよくわかっていない話をされたら大変困るんですけども。井溝敷というのは、公図上載ってあるのは、うちの土地は通っておりません。實際上、あそこは話せば長いんですけども、藤田組が公団を開発するときに社宅としてあそこに公団長屋をつくったわけでございます。そういう中の土地をうちが取得したと、藤田組がかわっていくとき。そういうことで、あの当時、田んぼにつくっていて、あぜ道はありました。当時は、藤田組の中で通路としては使っておりましたけども、区切りとしてはうちの区画の中の土地でございます。こんだけすいているというのは、擁壁を立てるときに金具を入れるためには、片方がブロック塀なので、その金具を入れる分だけをあげなければ、コンパネの型枠を入れられないということがあってあれだけあいておるわけでございます。県道をつくるときに、県のほうの土地の振りかえの部分で、きちりとその面積は出させていただいております。そういう意味で、あその距離をはかっていたら、一番しまいのところまでうちの範囲に入っていこうかと思っております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 私が質問しているのは個人的なことでもなくて、これは町道、井溝というものに対する捉え方と、その井溝の使用に当たってはどうすべきかということでちょっと考えないかのとちゃうかということをおもひまして。今までの町長の答弁とは違う部分があるんで、ちょっと休憩とってもらえませんか。私、法務局でちょっと書類とってきてますんで。

○議長（中岩和子君） 休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時58分 休憩

12時13分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 私はいろんな方からその話を受けたので、事実と違ったことだった

らいかんと思ひまして、法務局のほうに行つてこういう書類を見てさせてもらったんですが、地元のいろいろなことについての経緯はわかります。大体いろいろなことはどこでもありますから、土地のさい面をめぐつてはいろんなどころで出てきます。それについては、これの法務局のほうのやつも含めてですが、ちょっともう一度こちらのほうも精査して、改めてその問題については町長とちょっと話をしていきたい、このように思つています。

それじゃ、もう時間のほうもありますので、済みません。もう、これで私の一般質問を終わるんですが、私、この間はやっぱりこの土地をめぐつて4回にわたつて取り上げてきたんですが、1回目、2回目は二河の土地の購入問題、それが誰も知らない雑木林、この土地が田畑や畑をつくるための土地として探した結果出てきたと、こういうあれだった。それで、それが町が差し押さえしている物件だった。こういうことですね。

そして、3回目、4回目は、次は越瀬の土地の問題です。それで、政治倫理の先ほどの話もありますが、その審査をする機関が、その委員長があなたのいわば後援会の会長をされている、こういった問題。それで、こういう仲よし行政になったら僕は町政はいかんと思うんですよ。これは今、国のほうでも問題になっておりますけれども。そういう意味で言いますと、私はあなたが言う町民ファースト、町民の目線でということではなくて、残念ながら自分ファーストということになりはしないかという疑念も持っております。だから、那智勝浦町政、先ほども言いましたけども、何でもありというようなことを思われんように、今後の政治運営に当たっていきたい。

それで、3回目、4回目の問題については、越瀬のその町有地の問題、これが不公正、不公平な政治判断で、当時の町会議員であった方、そしてそれを審議する常任委員会、この委員長の方がそういうことでの取引があった。この問題、私はほんまに大変な問題だと思うんですけども、そういうことはあなたには大きな問題とは感じられていない、ここに町政の今の問題があるんじゃないかなと思います。だから、あなたから、もう私は正直言つてトップとしての資質が感じられません。ここに、8年前の先ほども言いましたけど、ビラもあります。これさえも覚えていない。こういう状況の中で、この機関誌の中には、私はこういう先ほども言いました、清潔で住民参加の開かれた町政、まちづくりをとということで、名前も「清流」にしました、だから。そういうことが、この間のいろんな私の町政に入つて見てきた中で、それが全然感じられなくなった。期待したのと全然違つたということで、非常に残念に思つています。それを最後に言い添えまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本議員の一般質問を終結します。

以上をもつて本定例会に通告されました一般質問は全部終了しましたので、これをもつて一般質問を終結します。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時17分 休憩

12時22分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

あすは一般質問を予定しておりましたが、本日で一般質問が終了しましたので、12月4日に予定されていた委員会報告等の日程を繰り上げてあすを最終日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、あすは12月4日に予定されていた委員会報告等の日程を繰り上げてあすを最終日とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時23分 散会